

## 第 8 回防火管理検討会 議事録

1 . 開催日時 : 平成 19 年 3 月 20 日 ( 火 ) 13:30 ~ 17:20

2 . 開催場所 : 日本電気協会 4 階 B 会議室

3 . 出席者 ( 順不同 , 敬称略 )

出席委員 : 小暮主査 ( 東京電力 ) , 増田 ( 四国電力 ) , 佐野 ( 日本原子力発電 ) , 平澤 ( 原子力安全基盤機構 ) , 鈴木 ( 電源開発 ) , 藤原 ( 関西電力 ) , 田中 ( 中国電力 ) , ト部 ( 北海道電力 ) ( 8 名 )

代理出席 : 亀川 ( 九州電力・藤井 ) , 菅原 ( 東北電力・阿部 ) ( 2 名 )

欠席委員 : 鶴田 ( 総務省・消防庁 ) , 沢田 ( 北陸電力 ) , 井川 ( 中部電力 ) ( 3 名 )

オブザーバ : 近藤 ( 日本原子力発電 ) ( 1 名 )

事務局 : 長谷川・大東 ( 日本電気協会 ) ( 2 名 )

4 . 配付資料

資料 8-1 防火管理検討会 委員名簿

資料 8-2 第 7 回防火管理検討会 議事録 ( 案 )

資料 8-3-1 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針 ( 平成 19 年度版 )

資料 8-3-2 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針 ( 北陸コメント )

資料 8-3-3 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針 ( 原電コメント )

資料 8-3-4 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針 ( JNES コメント )

資料 8-3-5 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針 ( 関電コメント )

5 . 議事

( 1 ) 会議定足数確認

本検討会委員総数 13 名に対して代理者を含めた本日の委員出席者数は 10 名で , 規約上の決議条件の「委員総数の 2 / 3 以上の出席」を満たしていることが確認された。

( 2 ) 代理出席者およびオブザーバの承認

事務局より , 上記の代理出席者およびオブザーバが紹介され , 小暮主査より会議参加が承認された。

( 3 ) 前回検討会議事録 ( 案 ) の承認および第 11 回運転・保守分科会議事の紹介

事務局より , 資料 8-2 に基づき , 前回検討会の議事録 ( 案 ) が紹介され , 本内容について承認された。また , 第 11 回運転・保守分科会議事の紹介があった。JEAC4209 保守管理規程の審議工程変更により , 次回は 5 月中旬に分科会が開催される見込みであることが紹介された。

( 4 ) 火災防護管理指針 ( 仮称 ) 素案の検討

各委員より資料 8-3-1 ~ 5 に基づき , 火災防護管理指針 ( 案 ) へのコメントについて説明があった。今回議論された内容を踏まえて修文を行い , 更に検討して行くこととなった。

主なコメントは以下のとおり。

( 本文関連 )

- a . 本文 1.3 関連法規、指針・規格等において、消防法の位置が下過ぎるので、もう少し上位へ記載すべきではないか。
- b . 本文 1.4 用語の定義(4)は「火災防護計画書」となっているが、今までの検討会での議論に基づき「火災防護計画」とする。他の箇所についても修正する。
- c . 本文 1.4 用語の定義(6)は「原子力防災管理者」となっているが、原災法と防火管理は直接関係しないため、「防火管理統括者」とする。
- d . 指針案中に「消防用設備」と「防火設備」が出てくるが、前者は消防法で規定され、後者は建築基準法で規定されている。用語の明確化を図るために、「消防用設備」と「防火設備」を用語の定義に追加する。
- e . 本文 7.1(2)は、現状国内においてハザード解析等を用いた評価は実施されていないため削除とする。そのかわり、最新の知見等を踏まえて必要に応じ災害予防措置の確認を実施する趣旨を追記する。
- f . 本文 9. と 10. は、まとめた方が分かりやすい内容なので、統合し節で分類する。

( 解説関連 )

- g . 解説図 1-4 は、法体系を正しく示していないので、原子力防災法の記載を削除して、火災防護審査指針から矢印が始まる記載とする。
- h . 解説 3-4 「自衛消防隊の組織」の例で、原災法と消防計画は関連していないため、「原子力防災管理者」を「防火管理統括者」とする。
- i . 解説 3-4 「自衛消防隊の組織」の例で、協力会社の位置は主管課の下でよいのか。  
協力会社は防火管理者の下で業務を行うことが多いので、防火管理者の下に置いて、サイトヘコメント依頼をして議論していくこととする。
- j . 解説 4-2 の項目は、「原子力施設における消防活動対策マニュアル」に記載の事項を基にしているなので、その趣旨を記載する。
- k . 解説 5-1(3) 「安全上重要な設備等への火災影響評価手順」は、現状において評価が出来ないため削除とする。
- l . 解説 5-2(3) 「火災防護計画書の規程に適合した管理を行う」は、火災防護計画の一部であるため削除とする。

( 5 ) その他

- a . 本日の検討結果を集約して、各事業者委員がサイトなどヘコメント依頼をして、その回答を基に次回検討会にて議論することとなった。
- b . 次回検討会開催は、4月20日(金)午後の予定。

以 上